

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		施設基本情報・設備概要			整理番号 基本D-1	
[ 江東区様式00 ]		芭蕉記念館				
基本情報	施設管理者	エネルギー管理責任者	所属・役職 芭蕉記念館次長	氏名 横浜文孝	連絡先(内線等) 03-3831-1448	
		エネルギー管理担当者	所属・役職 芭蕉記念館	氏名 黒澤宏美	連絡先(内線等) 03-3831-1448	
	施設の特徴	所在地	江東区常盤 1-6-3			
		建物用途	記念館			
		利用者数	平日 9,440 人	休日 11,074 人		
		開設年度	S.56 年度			
		建築(改築)年度	S.55 年度			
		建物規模	地上3階			
		建物構造	RC			
		敷地面積	803.7	m <sup>2</sup>		
		延床面積	851.7	m <sup>2</sup>		
		施設内容	常設・企画展示室・図書室・収蔵庫・会議室・研修室・庭園			
		併設施設				
備考						
契約電力	38	kW				
設備概要	空調設備	パッケージエアコン	7台			
	照明設備	蛍光灯 32w	148台			
		蛍光灯ツイン2 18w	9台			
	その他主要設備					
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認		
	平成24年3月1日	制定	黒澤宏美	横浜文孝		
			制定年月日	平成24年3月1日		
			実施年月日	平成24年4月1日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[空調設備] 管理標準	整理番号
		空調D-1

[江東区様式01]	芭蕉記念館
-----------	-------

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲

芭蕉記念館に設置された空調設備に適用する。

項目	内容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>運用管理により、空調設備の効率向上を図る</p> <p>空調運転時は、ブラインドやカーテンの管理等による負荷の軽減を図ると共に、以下の項目の通り、使用状況に応じた設備の運転時間や設定温度の設定、換気等を行う</p> <p>① 中間期（春・秋）の管理 原則、空調を停止し、主として外気冷房を行う</p> <p>② 空調の温度設定 夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に基づいて設定した「チーム江東・環境配慮推進計画」の内容に準ずる</p> <p>③ 室内CO<sub>2</sub>濃度の確保 1,000ppm以下を確保できる範囲で、窓の開閉や換気扇の活用により外気量を調整する</p> <p>④ 運転開始時の留意点 予冷・予熱時は外気をカットして行う</p> <p>⑤ 運転時間の短縮 運転開始・停止時刻を予め設定し、室内および外気温度を勘案しながら、運転時間の短縮に努める</p>	1(1)①7	<p>管理基準は原則「チーム江東・環境配慮推進計画」の記載に準じる。但し運転時間等の詳細については、施設毎の運用実態を踏まえ、各施設でこれを設定する。</p> <p>②温度設定 ・夏季冷房：28℃ ・冬季暖房：20℃</p> <p>③室内CO<sub>2</sub>濃度 ・CO<sub>2</sub>濃度： 800～1,000ppm</p> <p>⑥運転時間 ・運転開始： 9時 ・運転停止： 16時</p>	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録	<p>効率の監視、改善に必要なデータの把握</p> <p>① 空調区画ごとの室内温度、湿度等の計測記録 ② 空調時間</p>	1(1)②7		
保守点検	<p>効率の維持向上対応</p> <p>① フィルターの清掃・交換、凝縮器のカールの除去、冷媒量の点検 ② ファン及びコイルの清掃、ダンパの点検</p>	1(1)③7	・4回/年	記録簿
新設措置	<p>空調設備の選択</p> <p>① 新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断 ② 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮</p>	1(1)④7		チーム江東・環境配慮推進計画

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
		平成24年3月1日	制定	黒澤宏美

	制定年月日	平成24年3月1日
	実施年月日	平成24年4月1日

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[照明設備] 管理標準	整理番号
		照明D-1

[江東区様式02]	芭蕉記念館
-----------	-------

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲

芭蕉記念館に設置された照明設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>1. JIS規格における「推奨照度」参考に、過剰・不要な照明をなくす            &lt;事務所、作業領域又は活動領域の推奨照度 抜粋&gt;</p> <p>① 事務室 750 Lx            ② 会議室、応接室 500 Lx            ③ 受付、食堂 300 Lx            ④ トイレ 200 Lx            ⑤ 倉庫 100 Lx</p> <p>2. 運用管理により、過剰・不要な照明をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昼休み及び業務時間外における不必要な照明の消灯を徹底する。廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯する</li> <li>終業時に消灯可能な照明の電源を把握し、退庁時の電源オフを徹底する。また、組織改正等により職場レイアウトを変更した場合には、速やかに消灯可能な照明の見直しを行う</li> <li>照明効果を考慮し蛍光灯管の間引きを行う</li> <li>晴天時、可能な場合に窓側の照明を消灯する</li> <li>駐車場、通路等の照明箇所、ライトアップ箇所を削減する</li> </ul>	1(3)①ア	JIS 規格の推奨照度を著しく超える照明については、これを是正する	JIS Z9110:2010 5.3 事務所
			1(3)①ア	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用
計測記録	<p>照度の計測記録</p> <p>① 予め測定点を定めて照度を測定・記録</p> <p>② 計測高さ（JIS C7812 に準ずる高さ）            室内は床上 80±5cm            机、作業台は上面または上面+5cm以内            通路は床上 15cm 以下とする</p>	1(3)②		
保守点検	<p>照明器具及び光源の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的ランプ、照明器具の清掃を行う</li> </ul>	1(3)③ア		
新設措置	<p>照明器具の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎等の区有施設で使用している白熱電球については全廃し、LED照明やHf型照明、電球型蛍光灯等のより消費電力の少ないものへ切り替える</li> </ul>	1(3)④ア		チーム江東・環境配慮推進計画

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
	平成 24 年 3 月 1 日	制定		黒澤宏美

	制定年月日	平成 24 年 3 月 1 日
	実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[事務用機器] 管理標準	整理番号
		事務D-1

[江東区様式03]	芭蕉記念館
-----------	-------

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲

芭蕉記念館に設置された事務用機器に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>運用管理により、不要運転等をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昼休みや離席時などは、パソコンをこまめにシャットダウンする</li> <li>退庁時には、プリンタ等のOA機器や電気ポット等の電源を消すなど電力消費の低減に努める</li> <li>稼働機器は、節電モードを機能させる</li> <li>パソコンのディスプレイの輝度調整を100%から40%へ設定変更する</li> <li>コンセントからプラグを抜くなど、待機電力低減に努める</li> <li>20枚以上を超える紙の、簡易印刷機の使用の励行</li> </ul>	1(6)①	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録				
保守点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ手定期的に保守及び点検を行う</li> </ul>	1(6)②		
新設措置	<p>事務用機器の選択</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>エネルギー効率の高い製品（トップランナーレベル、省エネプラグ制度等の環境プラグ製品）の導入を図る</li> <li>施設や部屋の大きさにあった適性規模の機器の導入を図る</li> </ol>	1(6)③	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
		平成24年3月1日	制定	黒澤宏美

	制定年月日	平成24年3月1日
	実施年月日	平成24年4月1日

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		施設基本情報・設備概要			整理番号 基本D-2
[ 江東区様式00 ]		深川江戸資料館			
施設管理者	エネルギー管理責任者	所属・役職	氏名	連絡先(内線等)	
	エネルギー管理担当者	所属・役職	氏名	連絡先(内線等)	
基本情報	所在地	江東区白河 1-3-28			
	建物用途	資料館			
	利用者数	平日 65,843 人	休日 73,285 人		
	開設年度	S.61 年度			
	建築(改築)年度	S.61 年度			
	建物規模	地下1階	地上4階		
	建物構造	SRC			
	敷地面積	2,845.5	m <sup>2</sup>		
	延床面積	5,047.8	m <sup>2</sup>		
	施設内容	展示室、小劇場、レクホール			
	併設施設	白河出張所			
	備考				
	契約電力	202	kW		
設備概要	空調設備	冷温水発生機	10kW	1台	
		冷温水ポンプ・ファン	36kW	1式	
		空調機(展示28kw)		1台	
		空調機(小劇場41kw)		1台	
		パッケージエアコン	40kW	1台	
	照明設備	蛍光灯	32w	89台	
		蛍光灯	18w	28台	
		蛍光灯	24w	75台	
	その他主要設備				
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成24年3月1日	制定		谷宮豊	永尾丈二
			制定年月日	平成24年3月1日	
			実施年月日	平成24年4月1日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[空調設備] 管理標準	整理番号
		空調D-2

[江東区様式01]	深川江戸資料館
-----------	---------

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲

深川江戸資料館に設置された空調設備に適用する。

項目	内容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	<p>運用管理により、空調設備の効率向上を図る</p> <p>空調運転時は、ブラインドやカーテンの管理等による負荷の軽減を図ると共に、以下の項目の通り、使用状況に応じた設備の運転時間や設定温度の設定、換気等を行う</p> <p>① 中間期（春・秋）の管理 原則、空調を停止し、主として外気冷房を行う</p> <p>② 空調の温度設定 夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に基づいて設定した「チーム江東・環境配慮推進計画」の内容に準ずる</p> <p>③ 室内CO<sub>2</sub>濃度の確保 1,000ppm以下を確保できる範囲で、窓の開閉や換気扇の活用により外気量を調整する</p> <p>④ 運転開始時の留意点 予冷・予熱時は外気をカットして行う</p> <p>⑤ 運転時間の短縮 運転開始・停止時刻を予め設定し、室内および外気温度を勘案しながら、運転時間の短縮に努める</p>	1(1)①7	<p>管理基準は原則「チーム江東・環境配慮推進計画」の記載に準じる。但し運転時間等の詳細については、施設毎の運用実態を踏まえ、各施設でこれを設定する。</p> <p>②温度設定 ・夏季冷房：28℃ ・冬季暖房：20℃</p> <p>③室内CO<sub>2</sub>濃度 ・CO<sub>2</sub>濃度： 800～1,000ppm</p> <p>⑥運転時間 ・運転開始：8時 ・運転停止：21時</p>	チーム江東・環境配慮推進計画	
計測記録	<p>効率の監視、改善に必要なデータの把握</p> <p>① 空調区画ごとの室内温度、湿度等の計測記録 ② 空調時間</p>	1(1)②7	・冷温水発生機、空調機運転時間、随時	記録簿 (作業日報)	
保守点検	<p>効率の維持向上対応</p> <p>① フィルターの清掃・交換、凝縮器のスケールの除去、冷媒量の点検 ② ファン及びコイルの清掃、タンパの点検</p>	1(1)③7	・1回/月	記録簿	
新設措置	<p>空調設備の選択</p> <p>① 新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断 ② 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮</p>	1(1)④7		チーム江東・環境配慮推進計画	
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成24年3月1日	制定		谷宮豊	永尾丈二
		制定年月日	平成24年3月1日		
		実施年月日	平成24年4月1日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	〔照明設備〕管理標準	整理番号
		照明D-2

〔江東区様式02〕	深川江戸資料館
-----------	---------

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲

深川江戸資料館に設置された照明設備に適用する。

項目	内容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>1. JIS規格における「推奨照度」参考に、過剰・不要な照明をなくす            &lt;事務所、作業領域又は活動領域の推奨照度 抜粋&gt;</p> <p>① 事務室 750 Lx            ② 会議室、応接室 500 Lx            ③ 受付、食堂 300 Lx            ④ トイレ 200 Lx            ⑤ 倉庫 100 Lx</p> <p>2. 運用管理により、過剰・不要な照明をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昼休み及び業務時間外における不必要な照明の消灯を徹底する。廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯する</li> <li>終業時に消灯可能な照明の電源を把握し、退庁時の電源オフを徹底する。また、組織改正等により職場レイアウトを変更した場合には、速やかに消灯可能な照明の見直しを行う</li> <li>照明効果を考慮し蛍光灯管の間引きを行う</li> <li>晴天時、可能な場合に窓側の照明を消灯する</li> <li>駐車場、通路等の照明箇所、ライトアップ箇所を削減する</li> </ul>	1(3)①ア	JIS規格の推奨照度を著しく超える照明については、これを是正する	JIS Z9110:2010 5.3 事務所
			1(3)①ア	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用
計測記録	<p>照度の計測記録</p> <p>① 予め測定点を定めて照度を測定・記録</p> <p>② 計測高さ（JIS C7812に準ずる高さ）            室内は床上 80±5cm            机、作業台は上面または上面+5cm以内            通路は床上 15cm以下とする</p>	1(3)②		
保守点検	<p>照明器具及び光源の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的にランプ、照明器具の清掃を行う</li> </ul>	1(3)③ア	・1回/年	記録簿
新設措置	<p>照明器具の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎等の区有施設で使用している白熱電球については全廃し、LED照明やHf型照明、電球形蛍光灯等のより消費電力の少ないものへ切り替える</li> </ul>	1(3)④ア		チーム江東・環境配慮推進計画

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
	平成24年3月1日	制定	谷宮豊	永尾丈二

	制定年月日	平成24年3月1日
	実施年月日	平成24年4月1日

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[事務用機器] 管理標準	整理番号
		事務D-2

[江東区様式 03]	深川江戸資料館
------------	---------

**1. 目的**

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

**2. 適用範囲**

深川江戸資料館に設置された事務用機器に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>運用管理により、不要運転等をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昼休みや離席時などは、パソコンをこまめにシャットダウンする</li> <li>退庁時には、プリンタ等のOA機器や電気ポット等の電源を消すなど電力消費の低減に努める</li> <li>稼働機器は、節電モードを機能させる</li> <li>パソコンのディスプレイの輝度調整を100%から40%へ設定変更する</li> <li>コンセントからプラグを抜くなど、待機電力低減に努める</li> <li>20枚以上を超えるコピーの、簡易印刷機の使用の励行</li> </ul>	1(6)①	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録				
保守点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ手定期的に保守及び点検を行う</li> </ul>	1(6)②		
新設措置	<p>事務用機器の選択</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>エネルギー効率の高い製品（トップランナーレベル、省エネプラグ制度等の環境プラグ製品）の導入を図る</li> <li>施設や部屋の大きさにあった適性規模の機器の導入を図る</li> </ol>	1(6)③	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
	平成24年3月1日	制定		谷宮豊

	制定年月日	平成24年3月1日
	実施年月日	平成24年4月1日



省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		施設基本情報・設備概要			整理番号 基本D-3	
〔江東区様式00〕		中川船番所資料館				
基本情報	施設管理者	エネルギー管理責任者	所属・役職 中川船番所資料館管理事務所長	氏名 篠敏孝	連絡先(内線等) 03-3838-9091	
		エネルギー管理担当者	所属・役職 中川船番所資料館	氏名 井筒章	連絡先(内線等) 03-3838-9091	
	施設の特徴	所在地	江東区大島9-1-15			
		建物用途	資料館			
		利用者数	平日 4,357人 休日 5,785人			
		開設年度	S <sub>11</sub> 14 年度			
		建築(改築)年度	S <sub>11</sub> 13 年度			
		建物規模	地上3階			
		建物構造	SRC/R <sub>0</sub> /S			
		敷地面積	1,879.8 m <sup>2</sup>			
		延床面積	1,855.8 m <sup>2</sup>			
		施設内容	常設・企画展示室・展望室・郷土の歴史文化紹介展示室・収蔵庫・資料学習閲覧室・庭園			
		併設施設	なし			
		備考				
契約電力	84 kW					
設備概要	空調設備					
		パッケージエアコン	0.08kW	2台		
	照明設備	蛍光灯シングル 27W	10台			
		蛍光灯シングル 32W	21台			
		蛍光灯ツイン 32W	28台			
	その他主要設備	エレベーター	9.5kW	1台		
		冷却水ポンプ	計 35.82kW	4台		
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認	
	平成24年3月1日	制定		井筒章	篠敏孝	
			制定年月日	平成24年3月1日		
			実施年月日	平成24年4月1日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[空調設備] 管理標準	整理番号
		空調D-3

[江東区様式01]	中川船番所資料館
-----------	----------

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲

中川船番所資料館に設置された空調設備に適用する。

項目	内容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>運用管理により、空調設備の効率向上を図る</p> <p>空調運転時は、ブラインドやカーテンの管理等による負荷の軽減を図ると共に、以下の項目の通り、使用状況に応じた設備の運転時間や設定温度の設定、換気等を行う</p> <p>① 中間期（春・秋）の管理 原則、空調を停止し、主として外気冷房を行う</p> <p>② 空調の温度設定 夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に基づいて設定した「チーム江東・環境配慮推進計画」の内容に準ずる</p> <p>③ 室内CO<sub>2</sub>濃度の確保 1,000ppm以下を確保できる範囲で、窓の開閉や換気扇の活用により外気量を調整する</p> <p>④ 運転開始時の留意点 予冷・予熱時は外気をカットして行う</p> <p>⑤ 運転時間の短縮 運転開始・停止時刻を予め設定し、室内および外気温度を勘案しながら、運転時間の短縮に努める</p>	1(1)①ア	<p>管理基準は原則「チーム江東・環境配慮推進計画」の記載に準じる。但し運転時間等の詳細については、施設毎の運用実態を踏まえ、各施設でこれを設定する。</p> <p>②温度設定 ・夏季冷房：28℃ ・冬季暖房：20℃</p> <p>③室内CO<sub>2</sub>濃度 ・CO<sub>2</sub>濃度： 800～1,000ppm</p> <p>⑥運転時間 ・運転開始： 9時 ・運転停止： 16時</p>	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録	<p>効率の監視、改善に必要なデータの把握</p> <p>① 空調区画ごとの室内温度、湿度等の計測記録</p> <p>② 空調時間</p>	1(1)②ア	・使用電力、1時間毎	記録簿
保守点検	<p>効率の維持向上対応</p> <p>① フィルターの清掃・交換、凝縮器のカールの除去、冷媒量の点検</p> <p>② ファン及びコイルの清掃、ダンパの点検</p>	1(1)③ア	・2回/年	記録簿
新設措置	<p>空調設備の選択</p> <p>① 新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断</p> <p>② 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮</p>	1(1)④イ		チーム江東・環境配慮推進計画

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
		平成24年3月1日	制定	井筒章

	制定年月日	平成24年3月1日
	実施年月日	平成24年4月1日

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	〔照明設備〕管理標準	整理番号
		照明D-3

〔江東区様式02〕	中川船番所資料館
-----------	----------

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲

中川船番所資料館に設置された照明設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>1. JIS規格における「推奨照度」参考に、過剰・不要な照明をなくす            &lt;事務所、作業領域又は活動領域の推奨照度（抜粋）&gt;</p> <p>① 事務室 750 Lx            ② 会議室、応接室 500 Lx            ③ 受付、食堂 300 Lx            ④ トイレ 200 Lx            ⑤ 倉庫 100 Lx</p> <p>2. 運用管理により、過剰・不要な照明をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昼休み及び業務時間外における不必要な照明の消灯を徹底する。廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯する</li> <li>終業時に消灯可能な照明の電源を把握し、退庁時の電源オフを徹底する。また、組織改正等により職場レイアウトを変更した場合には、速やかに消灯可能な照明の見直しを行う</li> <li>照明効果を考慮し蛍光灯管の間引きを行う</li> <li>晴天時、可能な場合に窓側の照明を消灯する</li> <li>駐車場、通路等の照明箇所、ライトアップ箇所を削減する</li> </ul>	1(3)①ア	JIS規格の推奨照度を著しく超える照明については、これを是正する	JIS Z9110:2010 5.3 事務所
	計測記録	<p>照度の計測記録</p> <p>① 予め測定点を定めて照度を測定・記録</p> <p>② 計測高さ（JIS C7812に準ずる高さ）            室内は床上 80±5cm            机、作業台は上面または上面+5cm以内            通路は床上 15cm以下とする</p>	1(3)②	
保守点検	<p>照明器具及び光源の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的にランプ、照明器具の清掃を行う</li> </ul>	1(3)③ア	・1回/年	記録簿
新設措置	<p>照明器具の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎等の区有施設で使用している白熱電球については全廃し、LED照明やHf型照明、電球型蛍光灯等のより消費電力の少ないものへ切り替える</li> </ul>	1(3)④ア	展示照明随時切替中	庁・江東・環境配慮推進計画

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
	平成24年3月1日	制定	井筒章	篠敏孝

	制定年月日	平成24年3月1日
	実施年月日	平成24年4月1日

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[事務用機器] 管理標準	整理番号
		事務D-3
[江東区様式03]	中川船番所資料館	

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲

中川船番所資料館に設置された事務用機器に適用する。

項目	内容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>運用管理により、不要運転等をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昼休みや離席時などは、パソコンをこまめにシャットダウンする</li> <li>退庁時には、プリンタ等のOA機器や電気ポット等の電源を消すなど電力消費の低減に努める</li> <li>稼働機器は、節電モードを機能させる</li> <li>パソコンのディスプレイの輝度調整を100%から40%へ設定変更する</li> <li>コンセントからプラグを抜くなど、待機電力低減に努める</li> <li>20枚以上を超える紙の、簡易印刷機の使用の励行</li> </ul>	1(6)①	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録				
保守点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて定期的に保守及び点検を行う</li> </ul>	1(6)②		
新設措置	<p>事務用機器の選択</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>エネルギー効率の高い製品（トップランナーレベル、省エネバリエーション制度等の環境バリエーション製品）の導入を図る</li> <li>施設や部屋の大きさにあった適性規模の機器の導入を図る</li> </ol>	1(6)③	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
		平成24年3月1日	制定	井筒章
			制定年月日	平成24年3月1日
			実施年月日	平成24年4月1日